

平成 25 年 12 月 13 日

資料提供先：鳥取県政記者クラブ
倉吉記者クラブ

『河川協力団体』を募集します

～パートナーシップの拡充にむけた新しい取り組み～

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が平成 25 年 6 月 12 日に改正され、この中で河川協力団体制度が創設されました。

これを受けて、国が管理する河川管理区間(ダム湖含む)において、以下のとおり河川協力団体を募集することとしましたので、お知らせします。

【概要】

1. 『河川協力団体』を募集します。

- ◆倉吉河川国道事務所が管理する河川管理区間において、河川協力団体の募集を平成 26 年 1 月 8 日から平成 26 年 2 月 10 日の期間で行います。
- ◆募集は、倉吉河川国道事務所が行います。

2. 『河川協力団体』について概要を説明します。

- ◆このたび創設された『河川協力団体』制度及び申請方法について、本日から募集期間締め切り日までの間、申し出のあった団体に対し随時説明を行います。

◎河川協力団体の募集、制度説明の申し出先については下記のとおりです。

倉吉河川国道事務所 調査設計第一課 調査係

※連絡については下記問い合わせ先の電話番号へ連絡ください。

「河川協力団体」とは

- 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う NPO、町内会等の団体を支援するものです。
- 河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 TEL (0858) 26-6221(代)

副所長(河川) 横林 直樹(よこばやしなおき)

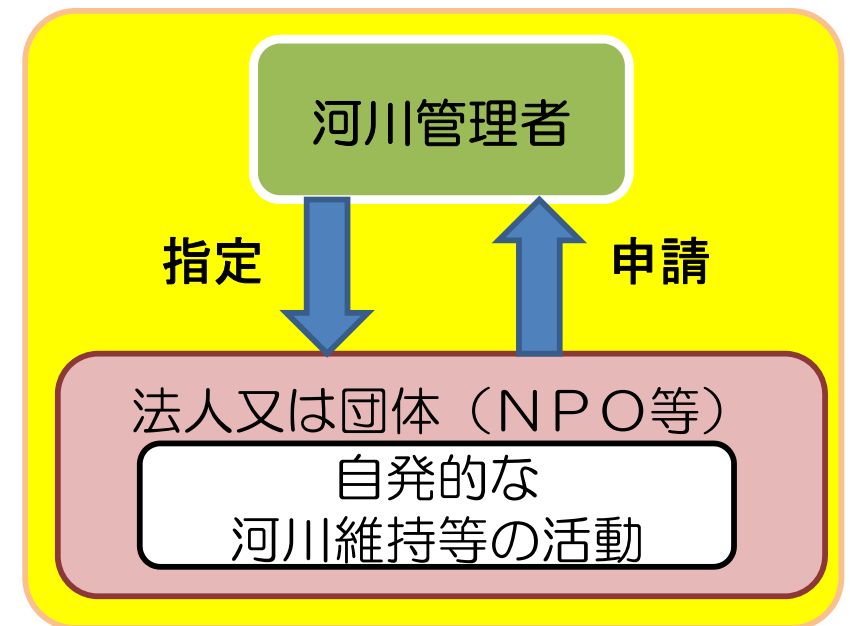
調査設計第一課長 原 啓一朗(はらけいいちろう)

河川協力団体制度の概要

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川協力団体制度が創設されました。

■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するもの**です。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃



ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視



シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査



鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり



安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体に指定されると、どう変わる

◆**法律上に規定**されている河川協力団体として指定されることとなります。

◆河川協力団体としての**活動を適正かつ確実に**行うための取組み

河川管理者は、河川協力団体に対し、「業務の報告」「運営改善の命令」「指定の取消し（公示）」をする（監督等を行う）こととなります。

また、業務の実施に関し必要な「情報提供」、「指導」、「助言」を行います。



■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

◆許認可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認(法第20条)
- ・土地の占用の許可(法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の許可(法第25条後段)
- ・工作物の新築等の許可(法第26条第1項)
- ・土地の掘削等の許可(法第27条第1項)
- ・権利の譲渡の承認(法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐波川)

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選択を行う予定です。

【現行】 地方公共団体にのみ
委託可能

拡大

【法改正後】 国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

① 「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

② 「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備

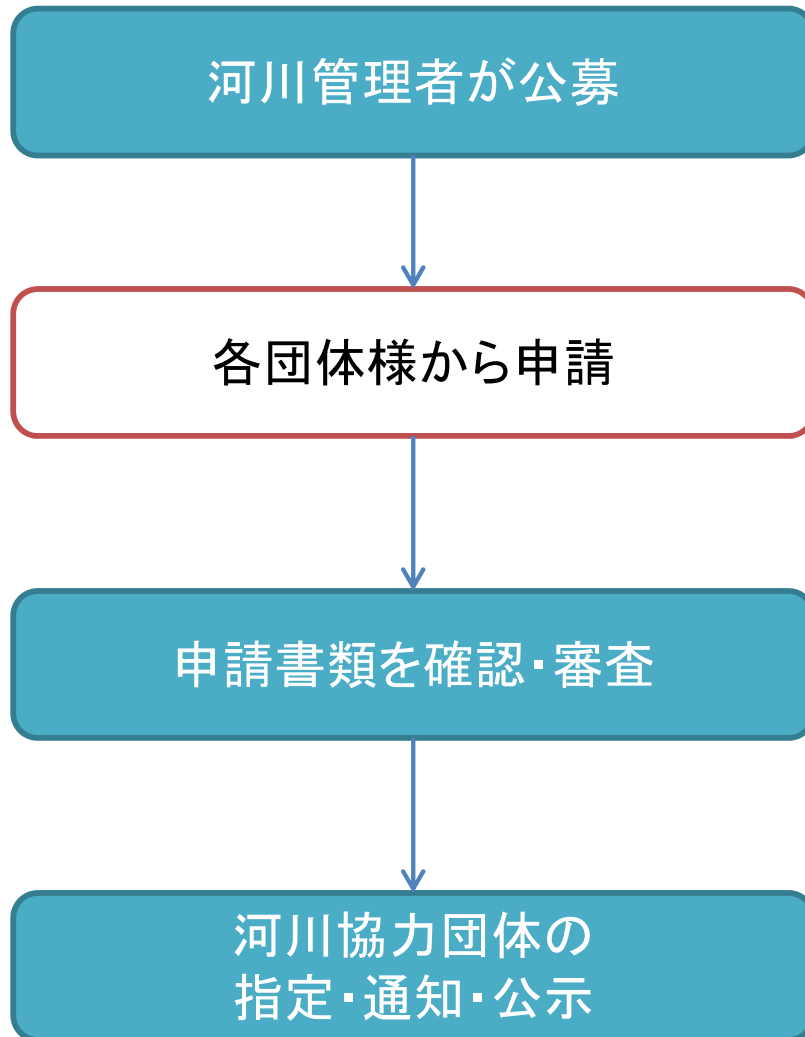


魚道の改良

河川協力団体の指定について

■河川協力団体の指定までの主な流れ

国が直接管理する(直轄)区間では



【主な審査内容】(準則より)

1. 申請の資格について
2. 活動の実績について
(継続性、公共性、活動姿勢)
3. 活動の実施計画について
(実効性、貢献度、協調性)

■今年度のスケジュール案

